

# みどり通信

第191号 2011. 8. 6

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX2活用事例	P9
● 一倉定 経営心得	P2	● これからの研修	P10
● 税務	P3	● あとがき	P10
● 社会保険	P5	● 夏期休業のご案内	P11
● 生命保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 損害保険	P8		



事務所のひまわりです。やっとつぼみが…開花が待ち遠しいです(\*^\_^\*)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

8月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。  
次の内容は、8月5日のホームページ掲載のものからです。

## 『備えと自らの判断・・・』

このたびの7・29新潟・福島豪雨は、信濃川下流の水位6カ所全てで平成16年の7・13水害を上回り過去最高記録の更新していたとのこと。7年前の7・13水害を契機にした堤防のかさ上げなどの工事がなされてなかつたならば、河川の決壊により甚大な被害が発生する可能性が高かつたとも報道されています。

三条市長が「五十嵐川の一部決壊や家屋の全壊流出等はあったものの7・13水害を超える雨量を観測しながらも人的被害が最小限にとどめられたのは、市民が身の安全を図られたことに尽きる」と述べていたのが印象的でした。

2、3日前のテレビで紹介されていましたが、五十嵐側周辺のある自治会長さんは、激しい雨が降り続き川の水位が上昇するのを確認すると、その自治会の全住民に激しく降りしきる雨の中何度も何度も往復してその都度避難の準備を呼びかけたのち、全員を安全な場所に自主避難させたと伝えていました。

その全員避難が完了した約1分後に行政から避難勧告が出たとのこと。その避難勧告が出る3時間以上も前から自主避難指示をしての完了だったそうです。行政の避難勧告を待つだけでなく住民が自らの状況を判断し行動できたことが、今回の被害を最小限に食い止められた要因の一つのようです。避難誘導を仕切ったこの自治会長さんの判断とその行動力に心から敬服する次第です。

テレビで映し出されていましたが、7年前に浸水被害を受けた自治会自らが教訓を活かした対策表を作成し、一人で避難できないお年寄りの方の名簿と、その名簿に掲載されている方の家にマーカーで印がされてある住宅地図を普段から用意したからできたことのようです。

昨日お会いした同業の税理士の方は、事務所が床下浸水、車3台水に浸かつたりしたとのこと・・・。

自然の力の恐ろしさに驚愕すると同時に、被災された皆さまの一日も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。

税理士 山口 昇

# 一倉定の経営心得シリーズ

その十七

社長の決定はすべて  
外部への対応であり、未来志向である。

社長の決断や決定は、すべて外部への対応であり、未来志向である。

それは、社員の知らない世界のことであり、社員に意見を求めて意味のないことが多い。  
意見を求めるのは社内よりもむしろ社外の人の方が多いのだ。それどころか、重要な事ほど  
社員に意見を求めるわけにはいかないのである。これが事業というものである。

このことを、平素から社員に話をして理解させておかなければならない。これをやつてお  
かないと、経営を知らない社員は「うちの社長はわれわれに相談をかけてくれない。ワンマ  
ン社長で困ったものだ」というような全くのトンチンカンな見解をもつてしまうという危険  
があるので。

## 税務

# 災害により資産等に滅失・損壊が生じた場合及びその復旧のための費用を支出する場合の税務上の取扱いについて

先日までの連日における記録的な大雨による冠水、洪水等により被害を被った皆様には心よりお見舞い申し上げます。

4月発行の事務所通信でご紹介の内容と関連しますが、今回も災害に関する主な税務上の取扱いについてまとめさせていただきました。前回では、東日本大震災の発生に関連し、被災された方々への物資送付や支援金等、復興に向けた色々なご支援に係る取扱いについて述べさせていただきましたが、今回は自身が被災した場合に生じた費用、損失等についての税務上の取扱いをご紹介致します。

なお、個人の確定申告で控除の対象となる、いわゆる雑損控除の取扱いについては割愛させていただいております。

## ◇災害により滅失・損壊した資産等について

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

- ① 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- ② 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

なお、事業を営む個人の有する事業用資産についても、同様となります。

## ◇復旧のために支出する費用について

法人が、災害により被害を受けた固定資産(以下「被災資産」といいます。)について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

- ① 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。

③ 被災資産について支出する費用(①又は②に該当するものを除きます。)の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

なお、これらの取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

(注) 法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理(費用処理)をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

## ◇従業員等に支給する災害見舞金品について

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人においても同様に取り扱われます。

以上、法人又は個人事業者に負担や損害等が生じた場合の取扱いについて、国税庁HPより抜粋しながらご紹介させていただきました。

ここで重要なのは、災害発生時と、その後における様々な対処となります。災害の事実の証明、被災の状況、損害の把握等についての各種資料（被災資産の帳簿価額や時価についての資料や、被災状況をデジカメ等で撮影した証拠写真、修繕や代替資産の取得に関する見積書等）の取りまとめはぜひ実施していただきたいと思います。今回ご紹介した、費用・損失計上の経理処理の証拠ということだけでなく、被災した資産や災害の内容によっては、皆様が加入されている損害保険契約での保険金の支払い事由に該当し、保険金請求を実施することにより、損害発生での実負担が軽減される場合もあるかと思われます。保険金の出る出ないにかかわらず、災害発生後、日数の経たないうちに資料の取りまとめを実施されることをおすすめ致します。

また、現在ご加入の損害保険契約の内容が、ご自身の目的に合致しているか、事業活動において想定される様々なリスク回避に有効なものであるかどうか等、今一度、この機会にご確認をお願い致します。

上記以外でも、個人の方については雑損控除の適用を受けられるケースがある等、個々の事情により色々な判断や有利選択ができる場合がありますので、ご不明な点については遠慮無く、各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

# 社会保険 Q&A

(賞与計算について)

**Q**

私は会社を設立して、初めての賞与を従業員に支給したいと思っています。現状は非常に厳しいですが、いつも従業員にはがんばってもらっているので、給料の1ヶ月分を支給することにしました。賞与計算について教えて下さい。

(45歳前月の給料20万円、扶養1人、建設業)

**A**

基本的には、毎月の給与計算と同じように、総支給額から社会保険料と所得税を控除して支給することになりますが、社会保険料の計算方法と所得税の計算方法が給与のときと若干異なります。

## ① 賞与から控除する社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の計算方法

毎月の給与の場合は、標準報酬月額に各保険料率を乗じて社会保険料額を計算しましたが、賞与の場合は、標準賞与額（健康保険は年度の累計額540万円、厚生年金保険は1ヶ月あたり150万円が上限）を算出して、そこに保険料率を乗じて社会保険料額を計算します。

標準賞与額は、個人の賞与総支給額の1,000円未満を切り捨てた額です。この標準賞与額に以下のように各保険料率を乗じて、実際に賞与から控除する社会保険料を計算します。

<40歳未満または65歳以上の社会保険加入者の場合>

$$\text{控除する健康保険料} = \text{標準賞与額} \times 94.3 \quad / \quad 1,000 \quad \div \quad 2$$

$$\text{控除する厚生年金保険料} = \text{標準賞与額} \times 160.58 \quad / \quad 1,000 \quad \div \quad 2$$

<40歳以上65歳未満の社会保険加入者の場合>

$$\text{控除する健康保険料} = \text{標準賞与額} \times 109.4 \quad / \quad 1,000 \quad \div \quad 2$$

$$\text{控除する厚生年金保険料} = \text{標準賞与額} \times 160.58 \quad / \quad 1,000 \quad \div \quad 2$$

## ② 賞与から控除する雇用保険料の計算

賞与から控除する雇用保険料の計算は、毎月の給与の場合と同じです。よって、以下の計算式により算出します。

$$\text{賞与総支給額} \times \text{雇用保険料率(被保険者負担分)}$$

$$\text{建設業} = 7 \quad / \quad 1,000$$

### ③ 賞与から控除する所得税の計算

賞与の所得税を求めるには、前月分の給与を確認します。

「扶養の人数」と「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の確認ができたら「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」によって所得税の税率を求め、以下の計算式により算出します。

(標準賞与額 - 社会保険料) × 賞与の金額に乘すべき率

## <回答>

標準賞与額	200,000円
賞与から控除する社会保険料	28,398円
健康保険 200,000円 × 109.4 / 1,000 ÷ 2 = 10,940円	
厚生年金 200,000円 × 160.58 / 1,000 ÷ 2 = 16,058円	
雇用保険 200,000円 × 7 / 1,000 = 1,400円	
扶養の人数	1名
前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	169,502円
賞与の金額に乘すべき率	2%
源泉徴収税額 $(200,000円 - 28,398円) \times 2\% = 3,432円$	
賞与手取額 $200,000円 - 28,398円 - 3,432円 = 168,170円$	

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。

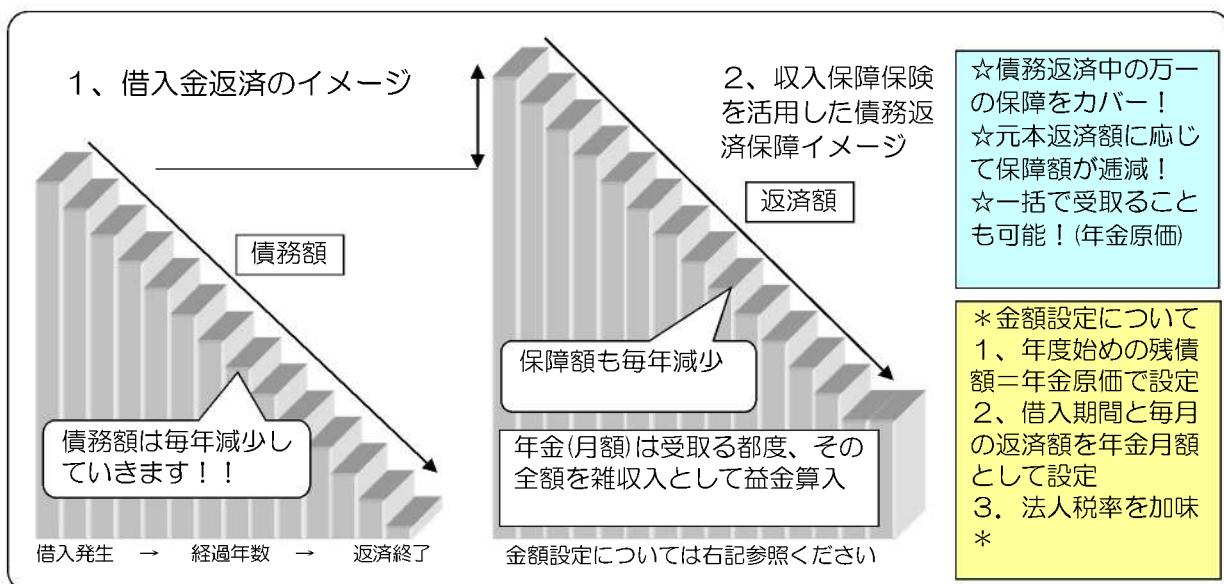
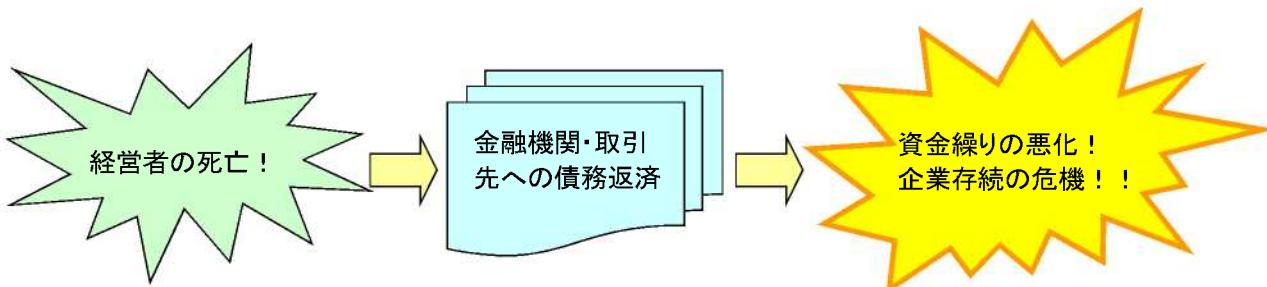


今回のテーマ

## 合理的な債務保障

経営者が万一死亡した場合さまざまなリスクがありますが、中でもその事業を今までどおり継続していくにはかなりの資金が必要となります。特に中小企業の社長の場合には、社長個人の信用により会社が成り立っているケースが多いようです。このような場合、経営者に万一が発生すると金融機関や取引先から債務の返済を迫られることも考えられます。そうした場合に備えて負債額を返済出来るようしっかりと準備する必要があります。

今回は、保険金額が遞減していく収入保障保険を活用した債務返済保障を紹介します。



### 【収入保障保険を活用した債務返済保障の特徴】

「借入金の債務額は返済に伴って減少」＝「収入保障保険の保障額も毎年減少」  
したがって、保障内容の無駄がありません。＝毎月の保険料に無駄がありません！

今回は経営者の方の借入金リスクに対応する「債務返済保障」を取り上げてみました。ニーズに合った保険に加入することにより、将来に向けての安心と保険料の負担を軽減することができます。保険に加入する時にはご自身のニーズを良く考えて、それに対応した保険に加入することが大切です。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

# 水害による自動車保険の対応

この度の集中豪雨により、各地で水害による大きな被害が発生しておりますが、集中豪雨による自動車保険に関する保険金支払いの可否について、その目安をとりまとめました。

## <自動車保険>

### (1)車両

水災によって生じた車両損害は、原則として支払いの対象となります。

・「洪水」による事故であれば、一般車両保険、車両危険限定担保特約(A)ともに「等級すえおき」となります。

・「洪水」によらない水災事故で「その他偶然な事故(被保険自動車と他物との衝突もしくは接触、または被保険自動車の転覆もしくは墜落によるものを除きます。)」に該当する場合も「等級すえおき」となります。

「豪雨によって生じた水溜まりに危険を承知で突入した」等、事故性(偶然性)が認められない場合は免責となりますので、事故に至った原因についても十分な確認が必要です。

#### 《「洪水」の定義》

「洪水」とは河川・湖沼が本来の領域を越えて溢水(氾濫)したもので、浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいいます。従って集中豪雨等による窪地への溜水、下水からの小規模な溢水、小川の小規模氾濫などは「洪水」には該当しません。

### (2)対人・対物

「洪水」により発生した事故は約款免責となります。

(保険契約で免責とされる事由を明記した約款)

### (3)人傷・搭傷・自損

水災によって生じた事故は原則として支払の対象となります。

(但し、運行に起因している等の条件を満たしている必要があります。)

※個別事故等に関するお問い合わせはご契約保険会社等にご確認下さい。

担当：星野千香子

# ご存じですか？今、ご利用のパソコンについて

平素は「TKC戦略経営者システム」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

御社の「経理業務の合理化」と「業績管理の強化」をさらに強力にご支援するため、現在御社にご利用いただいている『TKC戦略経営者システム FX2』が昨年6月に大きくレベルアップし、『FX2(.NET版)』として提供中です。

TKC戦略経営者システムを今以上に「安心」かつ「快適」にご利用いただくため、当社商品サービスをご紹介させていただきます。



知らなかつた！パソコンにまつわるこんな話

## △インターネットに接続しないければウィルス対策ソフトの登録不要？

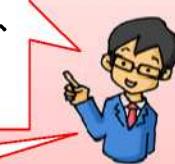
インターネットに接続してないから、ウィルス対策ソフトは登録しないけど



大丈夫？

コンピュータウィルスはインターネット経由だけでなく、USBフラッシュメモリ等の外部記憶装置からも感染する可能性があります。

業務用パソコンにおいて、USBフラッシュメモリ等の外部記憶装置と全く接続しないということはほとんどないため、インターネット接続していないパソコンでも必ずウィルス対策ソフトを登録し、最新のパターンファイルで業務用パソコンのウィルス感染を防ぎましょう！



ネットに接続していないでもウイルス感染の危険があるなんて知らなかつた！  
ソフトの登録と更新をしっかりしなきや



TKC戦略経営者システムをご利用頂くパソコンには、マイクロソフト社製のウィルス対策プログラムを無償でご提供しております！

## △ウィルス対策ソフトが登録されていれば大丈夫？

パソコン購入時に無料のウィルス対策ソフトがついていたから大丈夫だよね？



じつは



ウィルス対策ソフトは、新種のウィルス等に対応するため、パターンファイルの更新が頻繁に行われています。したがって、インターネットからダウンロード等により、パターンファイルを常に最新にしておく必要があります。

※パソコン購入時にプレインストールされているウィルス対策ソフトの多くは無償でパターンファイルを更新できる期限があり、期間終了後は有償で契約する必要があります。さらに...↓



インターネットに接続し、最新のウィルスパターンファイル更新やWindowsアップデートをしなきや！

Windows 7



『最新OSパソコン』の利用やインターネット接続による「Windows Update」でウィルスに感染しづらい環境にしておくことが重要です。

今お使いのパソコンは大丈夫ですか？  
業務用パソコンはストップしたら大変です！

TKCシステムを「安心」「安全」「快適」にご利用いただくためにTKC取扱い「最新パソコン」への切り替えをご検討お願い申し上げます！

# これからの研修

経営計画を軸とした  
次世代のビジネスモデル構築セミナー

8月25日（木） 15:00～17:00  
( 開場 14:30 )

燕三条地場産センター マルチメディアホール

(セミナー修了後、参加者同士の情報交換や懇親のために名刺交換会を開催します 17:00～17:30)

原点の会 三条商工会議所 9月8日（木） 9:00～11:30

支払管理機能セミナー 当事務所 研修室 9月14日（水） 10:30～12:00

インターネット活用セミナー 加茂商工会議所 9月20日（火） 18:30～21:00



## あとがき

事務所に入所させていただいてからもうすぐ半年になります。  
おかげさまで、とても充実した日々を過ごさせていただいております。  
同行させていただいた際に快く受け入れていただけておられるお客様・担当者の皆様、  
新人の私に対して丁寧に一生懸命ご指導いただく所長・スタッフの皆さんに、本当に  
感謝しております。  
やっぱり私は運がいいな、恵まれているなと思います。これからもお一人お一人との  
出会い・あらゆる出来事に感謝しながら、日々励んでまいりたいと思います。

勝見 一生

☆お知らせ☆

当事務所のブログ、『スタッフ縁側日記』も毎日元気に更新中です！！  
是非、一度ご覧下さい！！

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休暇のため下記の日程を休業させていただきます。

何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

8月13日（土）～8月16日（火）



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp